

2009年7月1日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 取締役社長 塚本 隆史  
本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号  
コ ー ド 番 号 8411 (東証第一部、大証第一部)

新株式発行および株式売出し  
ならびに新株式発行に係る発行登録の取下げについて

当社は、平成21年7月1日開催の取締役会において、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げを行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 下 記①および②の合計による当社普通株式 2,804,400,000 株  
種 類 お よ び 数 ① 下 記(4)①および②記載の各募集における国内当初買取引受会社お  
よび海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通  
株式 2,608,800,000 株  
② 下 記(4)②記載の海外募集における海外当初買取引受会社に対して  
付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の  
上限として当社普通株式 195,600,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定  
の 決 定 方 法 される方式により、平成21年7月15日（水）から平成21年7月17日  
（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）  
に決定する。
- (3) 増加する資本金および 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資  
資 本 準 備 金 の 額 本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が  
生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本  
準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を  
減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 ① 国内一般募集  
国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集と  
する。野村證券株式会社（以下「国内当初買取引受会社」という。）  
が国内一般募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、みず  
ほ証券株式会社および野村證券株式会社を共同主幹事会社とする引

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

受人（以下「国内引受会社」という。）が当該株式の国内一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には国内引受会社が国内当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は海外市場（ただし、米国においては適格機関投資家、カナダにおいては適格投資家に対する販売に限る。）における募集とする。J.P. Morgan Securities Ltd.（以下「海外当初買取引受会社」という。）が海外募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、Mizuho International plc、J.P. Morgan Securities Ltd.、Merrill Lynch International、Goldman Sachs International、Morgan Stanley & Co. International plc および UBS Limited を共同主幹事会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）が当該株式の海外募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には海外引受会社が海外当初買取引受会社よりこれを個別に引受ける。また、海外当初買取引受会社に対して上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。ただし、海外当初買取引受会社はジョイント・グローバル・コーディネーターの指示に従って当該当社普通株式を買取る権利の行使を行うものとする。

- ③ 上記①および②記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 1,304,400,000 株および海外募集 1,500,000,000 株（上記(1)①記載の買取引受けの対象株式 1,304,400,000 株および上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 195,600,000 株）を目処とするが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- ④ 上記①および②記載の各募集ならびに後記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）」記載の売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、JPモルガン証券株式会社およびメリルリンチ日本証券株式会社とする。
- ⑤ 上記①および②記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- ⑥ 上記①および②記載の各募集における当初買取引受会社および引受人に対して当社は引受手数料は支払わないが、国内一般募集における発行価格（募集価格）と国内当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は国内当初買取引受会社の手

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

取金となり、当該手取金は国内引受会社の引受手数料として各国内引受会社に分配され、海外募集における発行価格（募集価格）と海外当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は海外当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は海外引受会社の引受手数料として各海外引受会社に分配されるものとする。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで  
( 国 内 )
- (6) 払 込 期 日 平成 21 年 7 月 23 日（木）から平成 21 年 7 月 27 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 資 金 使 途 後記「3. 第三者割当による新株式発行」記載の第三者割当による新株式発行の差引手取概算額と合わせ、当社連結子会社への出資に充当する予定である。
- (9) 払込金額、発行価格（募集価格）、増加する資本金および資本準備金の額、国内一般募集に係る株式数および海外募集に係る株式数（上記(1)①記載の買取引受けの対象株式数および上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数）の最終的な内訳その他募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 195,600,000 株  
種 類 お よ び 数 なお、上記株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる国内売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

### 3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 195,600,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間 平成21年8月4日（火）
- (6) 払込期日 平成21年8月5日（水）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 4. 新株式発行に係る発行登録の取下げ

- (1) 取下げた発行登録の概要
  - ① 提出日 平成21年5月15日（金）
  - ② 募集有価証券の種類 当社普通株式
  - ③ 発行予定期間 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで。  
（平成21年5月23日～平成22年5月22日）
  - ④ 発行予定額 6,000億円を上限とする。
- (2) 発行登録による新株式の発行実績  
なし
- (3) 発行登録の取下げ理由  
発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる国内売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）」記載のオーバーアロットメントによる国内売出しは、前記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」(4)①記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 195,600,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数は、195,600,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成 21 年 7 月 1 日(水)開催の当社取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」記載のとおり、野村証券株式会社に割当先とする当社普通株式 195,600,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 8 月 5 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 7 月 29 日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる国内売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記の他、安定操作取引によって取得した当社普通株式の全部または一部を、海外募集における株式の決済の一部にあてるため、海外当初買取引受会社に譲渡する可能性があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がある限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる国内売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる国内売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資にお

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ける新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、シンジケートカバー取引に関して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、これを行うものとし、適宜JPモルガン証券株式会社およびメリルリンチ日本証券株式会社と協議するものとします。また、安定操作取引に関して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社およびJPモルガン証券株式会社と協議の上、これを行うものとし、適宜メリルリンチ日本証券株式会社と協議するものとします。

## 2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	11,179,071,120株	
(平成21年5月31日現在)	第十一回第十一種優先株式	914,752,000株	
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000株	
	合計	12,130,513,120株	
公募増資による増加株式数	普通株式	2,804,400,000株	(注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	13,983,471,120株	(注) 1.
	第十一回第十一種優先株式	914,752,000株	
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000株	
	合計	14,934,913,120株	(注) 1.
第三者割当増資による増加株式数	普通株式	195,600,000株	(注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	14,179,071,120株	(注) 2.
	第十一回第十一種優先株式	914,752,000株	
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000株	
	合計	15,130,513,120株	(注) 2.

(注) 1. 海外当初買取引受会社が前記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」(1)②記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 発行済普通株式総数は、後記<ご参考>「5. その他」(2)記載のとおり、新株予約権の行使および優先株式に係る取得請求権の行使により増加する可能性があります。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

当社連結子会社への出資に充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 業績に与える見通し

現在の不透明な経済状況を踏まえ、更なる経営環境の悪化に備える強固かつ十分な資本余力を持つこと、ならびに将来の成長につながるビジネス機会の捕捉・顧客ニーズへの対応に向けた柔軟性を確保するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

普通株式年間配当金につきましては、株主の皆さまに安定的な利益還元を行う観点から、連結業績や内部留保の状況等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (連結)	51,474.49円	25,370.25円	△54.14円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)			
普通株式	7,000円 (-1円)	10,000円 (-1円)	10円 (-1円)
第十一回第十一種優先株式	20,000円 (-1円)	20,000円 (-1円)	20円 (-1円)
第十三回第十三種優先株式	30,000円 (-1円)	30,000円 (-1円)	30円 (-1円)
配当性向(単体)	6.85%	14.56%	31.24%
自己資本当期純利益率(連結)	16.7%	8.5%	-
純資産配当率(連結)	2.29%	3.38%	5.57%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益または当期純損失は、当期純利益または当期純損失から優先株式配当金等の総額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 各決算期の配当性向は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益(単体)で除した数値です。
3. 各決算期の自己資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益から優先株式配当金等の総額を控除した金額を、優先株式、新株予約権および少数株主持分控除後の純資産の期首・期末平均で除した数値です。なお、平成21年3月期については当期純損失が計上されているため記載し

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ておりません。

4. 各決算期の純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり純資産の期首・期末平均で除した数値です。
5. 当社は、平成21年1月3日（土）を基準日とし、平成21年1月4日（日）を効力発生日として、当社普通株式、各種優先株式および端株の数に応じて、新たな払込みなしに、全ての株主に対して1株につき999株の割合および全ての端株主に対して1株に満たない株式の端数0.01株につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式および端数を割り当てることを内容とする端数等無償割当て（以下「本端数等無償割当て」といいます。）を実施しました。平成21年3月期の数値は、本端数等無償割当ての実施後の数値を記載しております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

上記<ご参考>「2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移」記載のとおり、当社は、第十一回第十一種優先株式および第十三回第十三種優先株式を発行しており、このうち第十一回第十一種優先株式については、平成20年7月1日から平成28年6月30日までの期間中、当該優先株式の取得と引換えに、当社普通株式の交付を請求することが可能であります。なお、第十一回第十一種優先株式の有効な取得価額は、平成21年7月1日付の取得価額の修正により同日現在322円となっております。平成21年5月31日現在発行している第十一回第十一種優先株式（自己株式を除く。）の全てが平成21年7月1日現在において有効な取得価額で取得された場合、かかる取得により交付される当社普通株式の総数は2,831,928,580株となります。これは、今回の公募増資および第三者割当増資後の発行済普通株式総数の19.97%となる見込みです。

また、当社は当社および当社の子会社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。なお、今回の公募増資および第三者割当増資後の発行済普通株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は、0.02%となる見込みです。

ストックオプションの付与状況（平成21年5月31日現在）

発行取締役会決議	新株式発行 予定残数	各新株予約権の行 使時の払込金額	資本 組入額	行使期間
平成21年1月30日	3,699,000株	1,000円	500円	平成21年2月17日から 平成41年2月16日まで

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	968,000 円	759,000 円	368,000 円 *283 円	193 円
高 値	1,030,000 円	911,000 円	606,000 円 *299 円	274 円
安 値	733,000 円	360,000 円	190,000 円 *166 円	188 円
終 値	759,000 円	365,000 円	257,700 円 *188 円	226 円
株価収益率（連結）	14.74 倍	14.38 倍	一倍	一倍

（注）1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. \* 印は、本端数等無償割当ての実施後の株価を示しております。

3. 平成22年3月期の株価については平成21年6月30日（火）現在で表示しております。

4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。なお、平成21年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。平成22年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集および海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該締結日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換可能な有価証券の発行または当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割または株式無償割当てによる新株式発行、単元未満株式売渡請求権の行使による場合、新株予約権の行使または取得請求権付株式の取得による場合、国内一般募集、海外募集および本件第三者割当増資による新株式発行、ストックオプションの発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、共同して当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除し、または上記の制限期間を短縮する権限を有しております。

(5) その他

当社グループは、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しております。平成20年7月には、第十一回第十一種優先株式の取得請求に伴う普通株式の希薄化影響を抑制する観点から、1,499億円の自己株式（普通株式）の取得を行い、平成20年9月に、取得した株式の大宗を消却いたしました。しかしながら、昨今の金融市場混乱や世界的な景気後退等を踏まえ、経営環境の更なる悪化に備えるべく、平成20年度下期より「安定的な自己資本の充実」に重点を置いた運営を行ってきております。内外の景気低迷が長引く中、金融機関が自己資本を十分に維持することの重要性は一層高まっており、今後の経営の重要課題として資本の充実に注力してまいります。

具体的には、中期的課題として、Tier1 比率を8%程度まで上昇させることを目指します。また、Tier1 の中でも特に損失吸収性の高い資本構成項目である「本源的資本(Prime Capital)」を、Tier1 の半分以上の水準に維持することを目指します。なお、当社において「本源的資本」

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

とは、Tier1 から、優先出資証券および優先株式(ただし、普通株式を対価とする一斉取得条項が付されている優先株式は除く。)を控除した金額を指します。当社グループは、今後も、経営環境や財務状況等の変化に応じて、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスをとった運営により「規律ある資本政策」を推進してまいります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。